## 承認第1号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)

緊急を要したため、平成21年11月30日に別紙のとおり条例を定めたので、報告するとともに承認を求める。

平成22年3月21日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

## 提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する 条例(平成19年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する 条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「100分の10」を「100分の9」に改める。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、 平成22年4月1日から施行する。